

平成 29 年度
京都大学生態学研究センター
共同研究・研究集会・ワークショップ公募要領

1. 公募事項

京都大学生態学研究センターは、生態学に関する共同研究を推進する全国共同利用施設として機能してきましたが、平成 22 年度に生態学・生物多様性科学における共同利用・共同研究拠点として認定され、近年さらにその役割を強化しております。本公募は、生態学の基礎研究の推進と生態学関連の共同研究の推進を目的として、以下の研究テーマに関する共同研究と研究集会・ワークショップを公募するものです。

■募集研究テーマ

- 水域に関する生態学的研究
- 熱帯に関する生態学的研究
- 陸域生物相互作用に関する生態学的研究
- 理論生態学的研究
- 分子解析手法を用いた生態学的研究
- 生物多様性保全に関する生態学的研究

■公募内容：以下の共同研究 a、共同研究 b、研究集会・ワークショップについて公募します。応募される際、本センターにおける窓口となる担当教員を、少なくとも 1 名決めてください。応募された案件について、本拠点で審査の上、採否を決定します。

共同研究 a：上記のテーマいずれかに該当し、本センターの共同利用施設、設備、生物標本、データベース等を利用する研究（別表 1 参照）。本センター以外の部局・機関に所属する教員・研究者と本センターの教員とが協力して行うものを対象とします。上限を 50 万円として、原則として研究参加者の旅費、消耗品費について、研究費を補助します。研究組織に、本センターの教員を少なくとも 1 名加えてください。

共同研究 b：上記のテーマいずれかに該当し、本センターの共同利用施設、設備、生物標本、データベース等を利用する研究（別表 1 参照）。研究費は支給しませ

ん。共同研究 a に採択されなかった応募研究については、希望があれば共同研究 b として採択することがあります。

研究集会・ワークショップ：生態学に関する研究集会・ワークショップの開催について、原則として出席者や講師の旅費、会場借料について、上限を 30 万円として補助します。本センターの教員、または、本センター以外の部局・機関に所属する教員・研究者と本センターの教員とが協力して行うものを対象とします。研究集会は、複数の機関からの参加者を対象とする申請を受け付けます（講師は単一機関からでも良い）。ワークショップは、複数の機関からの参加者を募集する申請を受け付けます。研究集会・ワークショップを本センター以外の場所で開催する場合、講演者等に本センターの教員を含めてください。また、開催時に報告書用の参加者情報を収集していただく必要があります（詳しくは、項目 10 の報告書について、必ずご確認ください）。

2. 申請資格者

■ 共同研究(a, b) 代表者および研究集会・ワークショップ代表者

原則として大学の常勤教員、研究機関の常勤研究者。なお、所属部局長等の承諾（様式 CR-1 または CR-2）が得られるならば、必ずしも常勤でなくても良いものとします。

なお、共同研究(a, b)の申請には、申請資格にかかわらず、所属部局長等の承諾（様式 CR-1）が必要です。研究集会・ワークショップの申請においては、常勤研究者が代表者の場合は所属部局長等の承諾は必要ありません（様式 CR-2）。

■ 研究組織

次のいずれかに該当する者とします。

1. 大学の教員、研究機関の研究者
2. 技術職員、大学院生、大学生
3. その他本センター長が適当と認めた者

3. 申請方法

- ① 共同研究(a, b)および研究集会・ワークショップの申請を行うにあたって、共同研究(a, b)代表者、研究集会・ワークショップ代表者は、事前に本センターの担当教員と十分な打ち合わせをして下さい。
- ② 共同研究(a, b)代表者は「共同研究申請書」（様式CR-1）を用い、所属機関による承諾

に押印した申請書を電子ファイルでお送りください（応募締切り日まで）。その後、申請書原本（1通）を郵送でお送りください。研究集会・ワークショップ代表者は、「研究集会・ワークショップ申請書」（様式CR-2）を用い、電子ファイルをお送りください。

- ③ 共同研究(a, b)においては、「共同研究申請書」（様式 CR-1）において所属長承諾（押印有）を得ていただくことにより、所属先への出張依頼は行いません。研究代表者と所属の異なる研究組織メンバー（本センター所属の者を除く）が、本センターの施設を利用する場合は、利用までに該当者の所属機関の承諾書（様式 CR-3）を必ず提出して下さい。所属先への出張依頼は行いません。
- ④ 申請書および承諾書の書式ファイルは、本センターのホームページからダウンロードできます（以下、URL 参照）。

<http://www.ecology.kyoto-u.ac.jp/ecology/activities/cooperative.html>

4. 研究期間

平成 29 年 4 月 1 日（またはそれ以降の採択決定日）から平成 30 年 3 月 31 日までの期間

5. 申請書提出期限

- ① 共同研究 a、研究集会・ワークショップについては、平成 29 年 1 月 31 日、午後 5 時（期限厳守）までに、申請書をご提出ください。
- ② 共同研究 b については、随時募集・採用いたします。

6. 知的財産権の取り扱いについて

知的財産権の帰属等に関しては、京都大学の規定（以下のURL参照）に従います。

京都大学知的財産ポリシー：

http://www.saci.kyoto-u.ac.jp/wp-content/uploads/2007/06/tizai_policy070628.pdf

知的財産に関わるFAQ：

http://www.saci.kyoto-u.ac.jp/index.php?page_id=94

7. 共同利用・共同研究における施設等の損害について

共同利用・共同研究中に、共同利用施設、設備、生物標本、データベース等に利用者の過失による損害が生じた場合には、利用者の所属機関に対して原状回復をお願いすることがあります。

8. 申請書提出先

京都大学生態学研究センター、共同利用・共同研究拠点係
kyodo-riyo@ecology.kyoto-u.ac.jp

9. 採否

共同研究 a、研究集会・ワークショップについては、本センターの共同利用運営委員会の議を経て、センター長が採否を決定し、平成 29 年 3 月末日までに、申請者へ通知します。

10. 共同研究(a, b)、研究集会・ワークショップの報告書

共同研究(a, b)および研究集会・ワークショップの代表者は、終了後速やかに「共同研究報告書」(様式 CR-4) あるいは「研究集会・ワークショップ報告書」(様式 CR-5) それぞれ 1 通を、申請書提出先宛に提出してください。

研究集会・ワークショップにつきましては、報告書に参加者の所属や属性別の人数の集計欄があります。開催までに報告書様式 CR-5 をご覧いただき、ご準備いただきますようお願いいたします(集計に便利な参加者名簿の記入表が様式 CR-5 の 3 ページ目にありますので、ご活用ください)。また、共同研究報告書および研究集会・ワークショップ報告書の一部は、本センターが発行する生態研ニュース・業績目録・ホームページに掲載させていただく場合があります。また、共同研究(a)・研究集会・ワークショップの代表者には、生態研ニュースへの記事の執筆を別途依頼いたしますので、ご協力をお願いします。

11. 本研究による成果の発表

本共同研究による成果の発表の際は、必ず本研究事業により援助を受けた旨を明記してください。

- ・和文：「本研究は、京都大学生態学研究センターの共同利用・共同研究事業(2017jurc-cer××)の支援により行った。」
- ・英文：“The present study was conducted using Joint Usage / Research Grant of Center for Ecological Research (2017jurc-cerXX), Kyoto University.”

12. 問合せ先

〒520-2113 大津市平野 2 丁目 509-3

京都大学生態学研究センター 共同利用・共同研究拠点係

電子メール：kyodo-riyo@ecology.kyoto-u.ac.jp

電話：077-549-8200